

社会福祉法人 大石福社会

役員報酬等に関する規程

(目的) 第1条 この規程は、社会福祉法人大石福社会の報酬等について定めるものである。

(定義) 第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事並びに評議員（評議員選任委員会も含む）をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のため、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

附則 1 この規程は平成 27 年 10 月 2 日より適用する。

附則 2 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附則 3 この規程は平成 29 年 6 月 14 日より適用する。

附則 4 この規程は令和 2 年 6 月 26 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会・評議員会及び評議員選任 解任委員会出席報酬等	6.000 円	2.000 円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会務報酬等 (1 日)	8.000 円	2.000 円

名 称	報 酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等 (1 日)	8.000 円	2.000 円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	20.000 円	10.000 円	実 費